

参考書類・議決権行使書面の 法務省令

制度調査部
横山 淳

会社法関連省令シリーズ - 9

【要約】

2006年2月7日、法務省は、会社法に関する一連の法務省令を公布した。

その中で、株主総会に関する参考書類・議決権行使書面の細目も定められている。

具体的には、社外取締役・社外監査役選任議案における開示の拡充、ウェブサイト開示による参考書類の記載の省略などが盛り込まれている。

【目次】

・ 会社法関連省令の公布.....	1
・ 株主総会参考書類の内容.....	2
1. 一般的記載事項.....	2
2. 取締役選任議案.....	2
3. 会計参与選任議案.....	4
4. 監査役選任議案.....	4
5. 会計監査人選任議案.....	6
6. 役員の解任議案.....	6
7. 役員の報酬議案.....	7
8. 計算関係書類の承認議案.....	8
9. 合併契約等の承認議案.....	8
10. 株主提案による議案.....	9
11. ウェブサイト開示による記載の省略.....	10
・ 議決権行使書面の内容.....	10

・ 会社法関連省令の公布

2006年2月7日、法務省は、会社法に関する一連の法務省令を公布した¹。具体的な省令を列挙すると次のようになる。

会社法施行規則

会社計算規則

電子公告規則

¹ 2006年2月7日付官報(号外第25号)。なお、法務省のウェブサイト(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji107.html>)にも掲載されている。

2005年11月29日に公開された原案の段階では、合計9本の省令が制定される予定であったが、最終的には、上記の3本の省令に集約されることとなった。

本稿では、「会社法施行規則」の定める株主総会参考書類・議決権行使書面の細則を紹介する。なお、特に断りのない限り、普通株主による一般の株主総会を念頭に解説を行う。

・株主総会参考書類の内容

書面投票や電子投票による議決権行使を実施する場合、会社²は株主総会の招集通知と同時に、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(株主総会参考書類)を交付する必要がある(会社法301、302)。また、招集通知の電子受領を承諾している株主に対しては、紙ベースの書類に代えて、電子媒体で提供することも可能である(会社法301、会社法302)。

以下、株主総会参考書類の具体的な記載内容を項目別にまとめる(会社法施行規則73~94、現行商法施行規則11~20)。

1．一般的記載事項

株主総会参考書類に記載する一般事項としては、次のものがある(会社法施行規則73)。

議案

議案について、監査役が法令・定款違反等と認める調査結果があるときは、その結果の要旨
その他株主の議決権行使について参考となると認められる事項()

() 任意的記載事項。

「総株主の議決権の数」が記載事項に挙がっていない点³を除けば、ほとんど現行の商法施行規則と同様である(現行商法施行規則12)。

2．取締役選任議案

取締役選任議案の場合、株主総会参考書類には次のような事項の記載が求められている(会社法施行規則74)。なお、網掛け部分(「(3)公開会社であって、かつ、他の会社の子会社である会社における取締役選任議案」、「(4)社外取締役に関する選任議案」)については、経過措置として、施行後最初に開催する株主総会における株主総会参考書類については適用しないこととされている(会社法施行規則附則5)。

² 厳密には、会社法上「取締役は」とされている。電子投票についても同様。

³ 「総株主の議決権の個数」が記載事項から外された趣旨は次のように説明されている。「本来であれば、議案ごとに議決権の個数は異なり得るところで、これを捨象して考えるのが従来の取扱いでした。しかしながら、現在の取扱いのようであって正確とはいえない記載を要求することは相当ではなく、他方で、議案ごとに総株主の議決権の個数をそれぞれ記載させるまでの必要性は乏しいであろうという判断により、これを記載事項から外すこととしています」(「会社法関係法務省令案の論点と今後の対応」(【商事法務】No.1754)p.23、相澤哲(法務省大臣官房参事官)発言)。

(1)取締役選任議案一般	氏名、生年月日、略歴 就任の承諾を得ていないときは、その旨
(2)公開会社における取締役選任議案	有するその会社の株式数 (1) 他の法人等の代表者である場合、その事実 (2) その会社との間に特別の利害関係がある場合、その事実の概要 現に取締役である場合、その地位及び担当
(3)公開会社であって、かつ、他の会社の子会社である会社における取締役選任議案	現に親会社・兄弟会社等の業務執行者である場合、親会社・兄弟会社等における地位及び担当 候補者が、過去5年間に親会社・兄弟会社等の業務執行者であった場合 (3)、親会社・兄弟会社等における地位及び担当
(4)社外取締役に関する選任議案	社外取締役候補者である旨 その候補者を社外取締役候補とした理由 現に社外取締役である場合、前任期中に生じた法令・定款違反事実等とその予防のためにとった行為・その事実の発生後の対応としてとった行為の概要 (4) 他社の取締役・執行役・監査役としての在任中 (過去5年間) に生じた法令・定款違反事実等 (2) (3) (4) (5) 過去に社外取締役・社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参与していない者である場合、経営に参与したことがなくても社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由 (4) 次のいずれかに該当する場合、その旨 (3) (4) イ その会社の特定関係事業者 (6) の業務執行者である。 ロ その会社・その会社の特定関係事業者から多額の金銭等 (7) を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていた。 ハ その会社・その会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者・三親等以内の親族その他これに準ずるものである。 ニ 過去5年間にその会社の特定事業者の業務執行者となったことがある。 ホ 過去2年間に合併等を行った場合、(合併等の直前に)その会社の社外取締役、監査役ではなく、かつ、相手の会社の業務執行者であった。 現に社外取締役・監査役である場合、これらに就任してからの年数 締結又は締結予定の責任限定契約の内容の概要 前記 ~ について候補者の意見があるときは、その意見の内容

- (1) 種類株式発行会社の場合、種類及び種類ごとの数も記載する。
- (2) 重要でないものを除く。
- (3) その事実を会社が知っている場合が対象。
- (4) 公開会社でない場合を除く。
- (5) 社外取締役、監査役として在任していた場合は、予防のためにとった行為・その事実の発生後の対応としてとった行為の概要を含む。
- (6) 特定関係事業者とは、次のものをいう。
- その会社の親会社、兄弟会社、関連会社 (親会社が会社以外の形態である場合のそれぞれに該当するものを含む)
- その会社の主要な取引先 (法人以外の団体を含む)
- (7) 取締役等としての報酬等を除く。

「(1)取締役選任議案一般」及び「(2)公開会社における取締役選任議案」については、現行の商法施行規則でも記載が求められている事項である (現行商法施行規則 13 一)。

会社法施行規則の下での株主総会参考書類の記載事項の大きな特徴は、「(4)社外取締役に関

する選任議案」について詳細な情報開示が求められている点である。特に、 の事項として、「社外」取締役であっても、その「独立性」が疑われるような事由がある場合には、それを開示するように求めている点が注目される。

もちろん、これらの事由に該当したからといって、直ちに「社外」性が否定される訳ではない。しかし、株主がそうした事情を理解した上で、選任の賛否を判断できるように情報開示を充実させたものと言えるだろう。

同様の開示は、後述する社外監査役選任議案についても求められている。

3 . 会計参与選任議案

会計参与選任議案の場合、株主総会参考書類には次のような事項の記載が求められている(会社法施行規則 75)。なお、 の事項(網掛け部分)については、経過措置として、施行後最初に開催する株主総会における株主総会参考書類については適用しないこととされている(会社法施行規則附則 5)。

氏名、事務所の所在場所、生年月日、略歴 (1)

名称、主たる事務所の所在場所、沿革 (2)

就任の承諾を得ていないときは、その旨

会計参与の意見がある場合は、その意見の内容の概要

過去 2 年間に受けた業務停止処分に関する事項 (3)

(1) (個人)の公認会計士・税理士の場合。

(2) 監査法人・税理士法人の場合。

(3) その会社が株主総会参考書類に記載することが適切であると判断したものが対象。

なお、会計参与とは、取締役と共同して、会社の計算書類等を作成する者のことで、会社法で新たに創設された制度である(会社法 374)。作成した計算書類等を保存し、株主や債権者からの閲覧請求などに対応することも、会計参与の職務である(会社法 378)。

会計参与制度導入の趣旨は、「中小企業の会計面でのガバナンスの強化を図るため、計算書類等の適正性を確保する」仕組みを設けるため、と説明されている⁴。その意味では、会計参与設置会社は、中小企業が中心と考えられる。ただ、法律上は、会計参与の設置は、会社の規模等に関わらず任意とされており、中小企業に限定される訳ではない。

ただ、制度導入の趣旨に照らせば、現実的には、大規模な上場企業が会計参与を導入・採用することは考えにくいだろう。

4 . 監査役選任議案

監査役選任議案の場合、株主総会参考書類には次のような事項の記載が求められている(会社法施行規則 76)。なお、網掛け部分(「(3)公開会社であって、かつ、他の会社の子会社である会社における監査役選任議案」、「(4)社外監査役に関する選任議案」)については、経過

⁴ 相澤哲(法務省大臣官房参事官)「一問一答 新・会社法」(商事法務、2005年)p.19。

措置として、施行後最初に開催する株主総会における株主総会参考書類については適用しないこととされている（会社法施行規則附則5）。

(1)監査役選任議案一般	氏名、生年月日、略歴 その会社との間に特別の利害関係がある場合、その事実の概要 就任の承諾を得ていないときは、その旨 議案が監査役の請求により提出された場合は、その旨 監査役の見解がある場合は、その意見の内容の概要
(2)公開会社における監査役選任議案	有するその会社の株式数（ 1 ） 他の法人等の代表者である場合、その事実（ 2 ） 現に監査役である場合、その地位及び担当
(3)公開会社であって、かつ、他の会社の子会社である会社における監査役選任議案	現に親会社・兄弟会社等の業務執行者である場合、親会社・兄弟会社等における地位及び担当 過去5年間に親会社・兄弟会社等の業務執行者であった場合（ 3 ）、親会社・兄弟会社等における地位及び担当
(4)社外監査役に関する選任議案	社外監査役候補者である旨 その候補者を社外監査役候補とした理由 現に社外監査役である場合、前任中に生じた法令・定款違反事実等とその予防のためにとった行為・その事実の発生後の対応としてとった行為の概要（ 4 ） 他社の取締役・執行役・監査役としての在任中（過去5年間）に生じた法令・定款違反事実等（ 2 ）（ 3 ）（ 4 ）（ 5 ） 過去に社外取締役・社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参与していない者である場合、経営に参与したことがなくても社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由（ 4 ） 次のいずれかに該当する場合、その旨（ 3 ）（ 4 ） イ その会社の特定関係事業者（ 6 ）の業務執行者である。 ロ その会社・その会社の特定関係事業者から多額の金銭等（ 7 ）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていた。 ハ その会社・その会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者・三親等以内の親族その他これに準ずるものである。 ニ 過去5年間にその会社の特定事業者の業務執行者となったことがある。 ホ 過去2年間に合併等を行った場合、（合併等の直前に）その会社の社外監査役ではなく、かつ、相手の会社の業務執行者であった。 現に監査役である場合、これらに就任してからの年数（ 4 ） 締結又は締結予定の責任限定契約の内容の概要 前記 ~ について候補者の意見があるときは、その意見の内容

- (1) 種類株式発行会社の場合、種類及び種類ごとの数も記載する。
(2) 重要でないものを除く。
(3) その事実を会社が知っている場合が対象。
(4) 公開会社でない場合を除く。
(5) 社外取締役、監査役として在任していた場合は、予防のためにとった行為・その事実の発生後の対応としてとった行為の概要を含む。
(6) 特定関係事業者とは、次のものをいう。
- その会社の親会社、兄弟会社、関連会社（親会社が会社以外の形態である場合のそれぞれに該当するものを含む）
- その会社の主要な取引先（法人以外の団体を含む）
(7) 監査役としての報酬等を除く。

「(1)監査役選任議案一般」及び「(2)公開会社における監査役選任議案」については、現行の商法施行規則でも記載が求められている事項である(現行商法施行規則 13 一、同、15)。

会社法施行規則の下での株主総会参考書類の記載事項の大きな特徴は、「(3)社外監査役に関する選任議案」について詳細な情報開示が求められている点である。特に、の事項として、「社外」監査役であっても、その「独立性」が疑われるような事由がある場合には、それを開示するように求めている点が注目される。

もちろん、これらの事由に該当したからといって、直ちに「社外」性が否定される訳ではない。しかし、株主がそうした事情を理解した上で、選任の賛否を判断できるように情報開示を充実させたものと言えるだろう。

5 . 会計監査人選任議案

会計監査人選任議案の場合、株主総会参考書類には次のような事項の記載が求められている(会社法施行規則 77)。なお、～の事項(網掛け部分)については、経過措置として、施行後最初に開催する株主総会における株主総会参考書類については適用しないこととされている(会社法施行規則附則 5)。

氏名、事務所の所在場所、生年月日、略歴(1)

名称、主たる事務所の所在場所、沿革(2)

就任の承諾を得ていないときは、その旨

議案が監査役 of 請求により提出された場合は、その旨

会計監査人の意見がある場合は、その意見の内容の概要

現に業務停止処分を受け、その停止期間を経過しない者である場合は、その処分に関する事項
過去 2 年間に受けた業務停止処分に関する事項(3)

その会社の親会社・兄弟会社・関連会社から多額の金銭等(4)を受ける予定があり、又は過去 2 年間に受けていた(5)

- (1) (個人 of) 公認会計士 of 場合。
- (2) 監査法人 of 場合。
- (3) その会社が株主総会参考書類に記載することが適切であると判断したものが対象。
- (4) 会計監査人としての報酬等及び財務書類の監査・証明業務 of 対価を除く。
- (5) 公開会社でない場合を除く。

上記のうち、～は現行の商法施行規則でも記載が求められている事項である(現行商法施行規則 14)。

会社法施行規則では、会計監査人 of 受けている業務停止処分に関する事項など、開示情報の拡充が行われている。

6 . 役員 of 解任議案

役員 of 解任に関連する議案 of 場合、株主総会参考書類には次のような事項 of 記載が求められて

いる（会社法施行規則 78～81）。

取締役の解任議案	取締役の氏名 解任の理由
会計参与の解任議案	会計参与の氏名・名称 解任の理由 会計参与の意見がある場合は、その意見の内容の概要
監査役の解任議案	監査役の氏名 解任の理由 監査役の意見がある場合は、その意見の内容の概要
会計監査人の解任・不再任議案	会計監査人の氏名・名称 解任・不再任の理由 議案が監査役の請求により提出された場合は、その旨 会計監査人の意見がある場合は、その意見の内容の概要

会社法によって設けられた「会計参与」に関する規定が整備された点を除けば、基本的には、現行の商法施行規則とほぼ同じ内容である（現行商法施行規則 13 二、同、14）。

7. 役員の報酬議案

役員の報酬に関連する議案の場合、株主総会参考書類には次のような事項の記載が求められている（会社法施行規則 82～84）。

取締役の報酬議案	報酬等についての算定基準（ 1 ） 既に定められている算定基準を変更するものである場合は、変更の理由（ 1 ） 2 以上の取締役についての定めである場合は、その定めに関する取締役の員数（ 1 ） 退職慰労金に関するものである場合は、退職する各取締役の略歴（ 2 ）
会計参与の報酬議案	報酬等についての算定基準 既に定められている算定基準を変更するものである場合は、変更の理由 2 以上の会計参与についての定めである場合は、その定めに関する会計参与の員数 退職慰労金に関するものである場合は、退職する各会計参与の略歴（ 2 ） 会計参与の意見がある場合は、その意見の内容の概要
監査役報酬議案	報酬等についての算定基準 既に定められている算定基準を変更するものである場合は、変更の理由 2 以上の監査役についての定めである場合は、その定めに関する会計参与の員数 退職慰労金に関するものである場合は、退職する各監査役の略歴（ 2 ） 監査役の意見がある場合は、その意見の内容の概要

- (1) 公開会社であり、かつ取締役の一部が社外取締役であるときは、社外取締役に関するものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない(会社法施行規則 82)。なお、この社外取締役の区分記載は、経過措置として、施行後最初に開催する株主総会における株主総会参考書類については適用しないこととされている(会社法施行規則附則 5)。
- (2) 議案が一定の基準に従い退職慰労金の額の決定を取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、株主総会参考書類には、その一定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、株主がその基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りではない。

会社法によって設けられた「会計参与」に関する規定が整備された点を除けば、基本的には、現行の商法施行規則とほぼ同じ内容である(現行商法施行規則 13 五六、同 ~)。

8 . 計算関係書類の承認議案

計算関係書類の承認議案の場合、株主総会参考書類には次のような事項の記載が求められている(会社法施行規則 85)。

会計監査人が監査役と意見を異にする場合において会計監査人の意見があれば(1)、その意見の内容

取締役会の意見がある場合(2)、その意見の内容の概要

- (1) 会社法 398 に基づく意見申述のこと。
 (2) 取締役会設置会社が対象。

現行の商法施行規則では、「会計監査人の意見並びに監査役会の意見……の要旨」も参考書類に記載することが求められているが(現行商法施行規則 15)、会社法施行規則ではそうした規定は見当たらない。

その真意は必ずしも明らかではないが、そもそも監査役(会)や会計監査人の意見は、監査報告や会計監査報告という形で株主に提供されることとなっていることから(会社法 437)、株主はそれらの書類を見れば内容を確認することが可能である。そのため、参考書類での記載の重複を避けたものではないかと思われる⁵。

9 . 合併契約等の承認議案

合併契約等の承認議案の場合、株主総会参考書類には次のような事項の記載が求められている(会社法施行規則 86 ~ 92)。

共通事項	合併等を行う理由 契約(計画)の内容の概要
吸収合併契約	(消滅会社の場合)消滅会社の事前開示事項の内容の概要(1) (存続会社の場合)存続会社の事前開示事項の内容の概要(1)

⁵ なお、会社法施行規則第 73 条第 3 項では、「同一の株主総会に関して株主に対して提供する株主総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項…中略…がある場合には、これらの事項は、株主に対して提供する株主総会参考書類に記載することを要しない(以下略)」とされており、「情報が重なり合う部分については、適宜重複を避けた工夫」が可能と解されている(「会社法関係法務省令案の論点と今後の対応」(【商事法務】No.1754) p.23、相澤哲(法務省大臣官房参事官)発言)。

吸収分割契約	(分割会社の場合)分割会社の事前開示事項の内容の概要(1) (承継会社の場合)承継会社の事前開示事項の内容の概要(1)
株式交換契約	(完全子会社となる会社の場合)完全子会社となる会社の事前開示事項の内容の概要(1) (完全親会社となる会社の場合)完全親会社となる会社の事前開示事項の内容の概要(1)
新設合併契約	消滅会社の事前開示事項の内容の概要(1) 新設会社の取締役となる者に関する事項(2) 新設会社の会計参与となる者に関する事項(3) 新設会社の監査役となる者に関する事項(4) 新設会社の会計監査人となる者に関する事項(5)
新設分割計画	分割会社の事前開示事項の内容の概要(1)
株式移転計画	完全子会社となる会社の事前開示事項の内容の概要(1) 完全親会社の取締役となる者に関する事項(2) 完全親会社の会計参与となる者に関する事項(3) 完全親会社の監査役となる者に関する事項(4) 完全親会社の会計監査人となる者に関する事項(5)
事業譲渡等に係る契約	契約に基づき会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要

- (1) 株主総会の招集決定時点のもの。なお、一定の事項については、株主総会参考書類の記載対象から除かれている。
- (2) 具体的には、取締役選任議案と同様の内容とされている(前出2.参照)。
- (3) 具体的には、会計参与選任議案と同様の内容とされている(前出3.参照)。
- (4) 具体的には、監査役選任議案と同様の内容とされている(前出4.参照)。
- (5) 具体的には、会計監査人選任議案と同様の内容とされている(前出5.参照)。

これらは、概ね、現行の商法施行規則の規定を踏まえたものとなっている(現行商法施行規則13 七~十二)。

10. 株主提案による議案

議案が株主提案による場合、株主総会参考書類には次のような事項の記載が求められている(会社法施行規則93)。

議案が株主の提案によるものである旨

議案に対する取締役(会)の意見がある場合、その意見の内容

株主が請求に際して提案の理由を通知した場合、その理由(1)

議案が取締役・会計参与・監査役・会計監査人の選任に関するもので、株主が請求に際して候補者に関する事項(2)の通知した場合、その内容(3)

- (1) 明らかに虚偽である場合、専ら人の名誉を侵害し若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合を除く。
- (2) 基本的には、会社提案の選任議案と同じ内容である(前記2.~5.参照)。
- (3) 明らかに虚偽である場合を除く。

これらの項目は、概ね、現行商法施行規則の規定を踏まえたものとなっている(現行商法施行規則17)。ただ、株主提案の提案理由の取扱いについて、一部、変更されている。

即ち、株主が通知してきた提案理由が、不必要に長いものである場合、株主総会参考書類にその全文を掲載する必要性は乏しい。この点について、現行商法施行規則では400字以内という字数制限が設けられている。つまり、400字を超す提案理由は記載する必要がないものとされている。

これが、会社法施行規則では「その全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合(株式会社がその全部を記載することが適切であるものとして定める分量を超える場合を含む)」は、その概要を掲載すればよい、と改められている⁶。この点について、法務省の担当官は次のように説明している⁷。

字数制限については、仮に200字であっても多数の絵や記号等が記載されているものの全部を記載することは困難でしょうし、逆に、400字を僅かに超えるからといって要旨で足りるとするのも形式的にすぎるといえます。いずれにしても、400字という従前の規定の実質を大きく変えようとするものではありませんので、臨機応変かつ適切に対応していただきたいということです。

11. ウェブサイト開示による記載の省略

株主総会参考書類の記載事項の一部は、その内容をインターネットに掲載することによって、記載を省略することが認められる。

具体的には、定款の定めに基づいて、株主総会参考書類の記載事項を、招集通知の発出日から株主総会会日の3ヶ月後までの間、インターネットを通じて株主がアクセス可能な状態にした場合、それらの事項は株主に提供されたものとみなされる(会社法施行規則94)。

この場合でも、株主総会参考書類には以下の内容を記載しなければならないとされている。言い換えれば、以下の内容については、記載の省略は認められないということである。

議案

事業報告に記載すべき一定の事項(主要な事業内容、役員の氏名、大株主の状況など)のうち、株主総会参考書類に記載することとしている事項

ウェブサイトが開示された事項にアクセスするためのアドレス(URL)

ウェブサイト開示による記載の省略を行っている事項のうち、監査役又は監査委員会が異議を述べている事項

・議決権行使書面の内容

書面投票による議決権行使を実施する場合、会社⁸は株主総会の招集通知と同時に、株主が議決権を行使するための書面(議決権行使書面)を交付する必要がある(会社法301)。同様

⁶ なお、経過措置として、施行後最初に開催する株主総会における株主総会参考書類については400字以内の字数制限も併用することとされている(会社法施行規則附則5)

⁷ 「会社法関係法務省令案の論点と今後の対応」(【商事法務】No.1754)pp.23-24、相澤哲(法務省大臣官房参事官)発言。

⁸ 厳密には、会社法上「取締役は」とされている。電子投票についても同様。

に、電子投票による議決権行使を実施する場合、招集通知の電子受領を承諾している株主や請求のあった株主に対しては、議決権行使書面の記載事項を株主に電子媒体で提供する必要がある（会社法 302 ）。

議決権行使書面の具体的な記載内容をまとめると次のようになる（会社法施行規則 66、現行商法施行規則 24-26 ）。

会社法施行規則	(参考) 現行の商法施行規則
各議案についての賛否を記載する欄（ ） - 2以上の役員等の選任議案の場合、各候補者の選任についての賛否 - 2以上の役員等の解任議案の場合、各役員等の解任についての賛否 - 2以上の会計監査人の不再任議案の場合、各会計監査人の不再任についての賛否	議案ごとに賛否を記載する欄（ ） - 取締役、監査役、会計監査人の選任議案で複数の候補者が提案されている場合、各候補者ごとに賛否を記載できるものでなければならない。
賛否の記載がない場合の取扱い（賛成、反対、棄権）の内容	賛否の記載がない場合の取扱い（賛成、反対、棄権）の内容
議決権を行使すべき株主の氏名・名称	議決権を行使すべき株主等の氏名
行使することができる議決権の数（以下の事項を含む） - 議案ごとに行使できる議決権数が異なる場合、議案ごとの議決権数 - 一部の議案につき議決権を行使することができない場合、議決権を行使することができる議案又は議決権を行使することができない議案	行使することができる議決権の数
同一の株主が書面投票と電子投票の両方を行った場合の取扱いを定めた場合は、その内容	（新規）
議決権行使期限	（新規）

（ ）別に棄権の欄を設けることも可能。

については、基本的に現行の商法施行規則と同様だが、役員等の選任議案だけではなく、解任議案などについても、対象者ごとに賛否を記載できるように求めている。

～ については、若干の相違はあるものの、基本的な内容は同じである。

は、株主総会の招集に当たり、こうした取扱いを定めることが可能となることに伴って、設けられた記載事項である。